

これは正本である。

平成31年3月14日

宮崎簡易裁判所

裁判所書記官 瀬尾 侑也

3/18
受領



平成31年3月13日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成30年(ハ)第572号 不当利得金返還請求事件

口頭弁論終結日 平成31年1月30日

判 決

宮崎市

原 告

同訴訟代理人弁護士

東京都新宿区新宿六丁目27番30号

被 告

同代表者代表社員

同職務執行者

同訴訟代理人支配人

宮 田 尚 典

C F J 合 同 会 社

C F J ホールディングス株式会社

浅 野 俊 昭

森 岡 紀 人

主 文

- 1 被告は、原告に対し、112万8581円及びうち70万8181円に対する平成30年10月4日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを100分し、その1を原告の負担とし、その余は被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、113万0317円及びうち70万9132円に対する平成30年10月4日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を

支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、組織変更及び商号変更前の被告（旧商号・ディックファイナンス株式会社）との間で開始され、商号変更及び組織変更後の被告との間で継続された金銭消費貸借取引に係る返済金のうち利息制限法1条1項所定の制限利率（以下「制限利率」という。）を超えて約定利息として支払った部分（以下「制限超過部分」という。）を元本に充当すると過払金が発生しており、かつ、被告は過払金の受領が法律上の原因を欠くものであることを知っていた旨主張して、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金70万9132円並びに上記過払金に対する過払金発生当日から平成30年10月3日までの民法704条前段所定の利息（以下「法定利息」という。）42万1185円及び上記過払金に対する平成30年10月4日から支払済みまで民法所定の年5パーセントの割合による法定利息の支払を求めた事案である。

1 前提事実

以下の事実は、当事者間に争いがないか、掲記の証拠及び弁論の全趣旨により、容易に認められる（証拠の記載のないものは、当事者間に争いがない。）。

(1) 被告は、平成15年1月1日にディックファイナンス株式会社が、アイク株式会社及び株式会社ユニマットライフを吸収合併し、同日、CFJ株式会社に商号変更し、平成20年11月28日に現在の合同会社に組織変更した会社である（弁論の全趣旨。以下、ディックファイナンス株式会社及び被告を併せて「被告」ということがある。）。

被告は、貸金業法（平成18年法律第115号により改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律。以下、同改正の前後を通じて「貸金業法」という。）3条所定の登録を受けた貸金業者である。

(2) 原告は、被告との間で、平成8年11月1日、制限利率を超える利息の約

定が付された金銭消費貸借取引に係る極度額借入契約（以下「基本契約」という。）を締結し（基本契約締結当時の貸主は被告の前身であるディックファイナンス株式会社）、平成9年2月27日から平成20年11月14日までの間、別紙1の過払金計算書の「年月日」欄記載の日に、「借入金額」欄記載の金員を借り入れ、又は「返済額」欄記載の金員を返済する取引（以下「本件取引」という。）を行った（甲1、弁論の全趣旨）。

(3) 本件取引は、原告・被告間の過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引である（弁論の全趣旨）。

(4) 原告は、平成30年10月3日、本件訴えを提起した（裁判所に顕著な事実）。

(5) 被告は、原告に対し、平成30年11月14日の第1回口頭弁論期日において、本件取引に係る原告の被告に対する過払金返還請求権のうち、本件訴訟提起より10年遡った平成20年10月3日より前に発生した過払金返還請求権について、いずれも10年経過による消滅時効を援用する旨の意思表示をした（裁判所に顕著な事実）。

2 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 過払金返還請求権の消滅時効の起算点（争点1）

（被告の主張）

基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、その継続中は過払金充当合意が法律上の障害となり、過払金返還請求権の行使を妨げることとなるので、特段の事情が無い限り、同取引が終了した時点から消滅時効期間が進行すると解される。しかしながら、基本契約に基づく新たな借入金債務の発生が見込まれなくなり、借主がそのことを認識又は認識し得た場合には、過払金充当合意を法律上の障害として理解すべき根拠が失われるため、過払金返還請求権の発生する都度、その消滅時効が進行することになると解

される。

本件において、信用情報機関に原告の事故情報が登録されたことを了知した被告は、原告の経済的信用が回復不可能な程度に著しく毀損されたものと判断し、平成14年10月30日、恒久的な貸付禁止措置をとった。この貸付禁止措置をとった事実につき、同年11月25日、原告がATMによる方法で返済した際に、被告から原告に対し、借入限度額を0円に引き下げる旨の領収書兼ご利用明細書で通知した。原告は、取引の開始から貸付禁止措置までの間、長年にわたってクレジットライン（融資限度額）の範囲内で、借入れ及び返済を繰り返してきたにもかかわらず、貸付禁止措置以降、まったく追加借入れをしておらず、返済のみを繰り返していることから、原告は、新たな借入金債務の発生が見込まれないことを認識又は認識し得たものと認められる。

したがって、本件では、過払金返還請求権の消滅時効は、継続的な金銭消費貸借取引が終了した時点（平成20年11月14日）ではなく、貸付禁止措置の時点（平成14年10月30日）から進行する。その時点で既に発生していた過払金返還請求権はその日から、それ以降の返済により発生した過払金返還請求権については、発生の都度、消滅時効が進行することになり、それぞれ10年が経過する都度、個別に完成する。結局、本件取引に係る原告の被告に対する過払金返還請求権のうち、本件訴訟提起より10年遡った平成20年10月3日より前に発生した過払金返還請求権については、いずれも10年経過により消滅時効が完成した。

（原告の主張）

基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引において、特段の事情があって、過払金充当合意を否定するには、貸主・借主間で過払金充当合意と異なる合意が存在する、又は、異なる合意の存在に準じる事情が必要であ

るというべきである。そうすると、貸主が新規貸付禁止措置をとった場合、少なくとも基本契約に基づく新たな借入金債務の発生が見込まれなくなったことを借主が明確に認識することが必要であると解される。つまり、基本契約に基づく新たな融資を申し込んでも貸主によってそれが拒絶される状況にあることを借主が明確に認識することが必要であると解される。

本件において、基本契約によれば、原告の信用状態の変化等を認めた場合には、被告が貸出しを減額又は中止することがあるものの、減額事由が解消した場合には利用できる限度額を増額できる旨の規定があるので、過払金充当合意が存続しているものと解されるし、被告の主張によれば、恒久的な貸付禁止措置がとられるのは、信用情報機関に破産、民事再生、調停などの借主の事故情報が登録されたことが判明した場合であるところ、原告は、これまで破産、民事再生、調停といったものをしていないので、被告が貸付禁止措置をとった事実は認められない。

被告は、交渉履歴のコメント欄において、平成14年10月30日、「(C/L見直) 500/0)」との旨記載があるので、貸付禁止措置がとられたとし、同年11月25日作成されたと推認されるATMの領収書兼ご利用明細書に、「ご利用可能額」欄が0円と表示されていたことをもって、貸付禁止措置通知が原告に通知されたと主張している。しかし、ATMの領収書兼ご利用明細書には、原告の借入額が既に限度額いっぱいとなっているので、極度額50万円では新たな借入はできず、それ以上の借入をするには、被告の融資窓口で極度額100万円の契約をする必要があると読めるような告知がなされている。

また、被告は、原告が返済のみを繰り返し行っていることで、原告は貸付禁止措置を認識していた旨主張している。しかし、継続的な金銭消費貸借取引を行う者が常に借入れと弁済を繰り返す訳ではなく、弁済のみを繰

り返し行い、それが相当長期間に及ぶ場合があることは、どの裁判所にとっても顕著な事実である。

したがって、以上の事実をもって、新たな融資を申し込んでも拒絶される状況にあることを原告が明確に認識していたと認められない。

結局、被告は、貸付禁止措置をとったこともなく、仮に、貸付禁止措置をとられていたとしても、原告に対し貸付禁止措置通知をしたことにはならず、原告も貸付禁止措置を明確に認識していないので、貸付禁止措置が、過払金充当合意と異なる合意の存在に準じる事情として、平成20年10月3日より前に発生した過払金返還請求権について時効消滅した旨の被告の主張は認められない。

本件の消滅時効の起算点は取引の終了時、つまり平成20年11月14日の2万円の返済時であり、翌11月15日から起算して10年経過することにより過払金返還請求権が時効消滅するところ、本件訴えが平成30年10月3日に提起されているので、過払金返還請求権は時効消滅していない。

(2) 被告が悪意の受益者（民法704条）に当たるか（争点2）

（原告の主張）

被告が、消費者金融を営む貸金業者であり、利息制限法所定の制限利息を超えた約定利息で貸付をしていることを知りながら、同利息の返済を受けていたのであり、悪意の受益者である。

（被告の主張）

被告が悪意の受益者であるとの主張は争う。

(3) 過払金に係る法定利息の算出方法（争点3）

（原告の主張）

過払金に対する法定利息は、初日算入として、過払金発生の当日から、

法定利率の年5パーセントを乗じ、1円未満の端数は四捨五入して算定すべきであるので、本件の法定利息も同様に計算すべきである。

(被告の主張)

法定利息は、民法140条の初日不算入の原則に基づき、過払金発生の日の翌日から、法定利率の年5パーセントを乗じ、1円未満の端数は、貸付金に対する利息の計算と同様、切捨て処理すべきであるところ、本件で、仮に被告が悪意の受益者として、過払金に対する法定利息が発生する場合には、同様に計算すべきである。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

証拠(甲1、乙1、4の1及び2、5、6の1及び2、7の1及び2、8の1及び2、9、11)、及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 基本契約(平成12年1月26日に、従前債務の切替え又は貸増しのため、原告・ディックファイナンス株式会社間で締結された極度額借入契約)には、以下のとおり定めがあった。(乙4の1及び2)

融資極度額 50万円

借入利率 年29.98%

遅延利率 年39.50%

支払期限・返済方法 約定返済日は、初回は借入日から8日以降38日以内、その後は毎月25日限りとする。約定返済日の10日前の融資残高が8万1000円以下の場合は3000円以上、さらに融資残高が2万7000円増す範囲ごとに1000円を追加返済する。

融資極度額及び利用限度額(契約条項第1条) 原告は、融資極度額の範囲において、被告の審査により利用できる限度額を定めることを承

諾する。借入は、利用限度額を超えない範囲内で繰り返し受けられるものとする。利用限度額は、原告の信用状態の変化、その他の理由により被告が必要と認めたときは任意に減額又は貸出しを中止されることがあることをあらかじめ承認する。被告が減額を行った後、減額事由が解消した場合は融資極度額の範囲内において被告の審査により利用できる限度額を増額できるものとする。

- (2) 信用情報機関から取得した原告の信用情報（平成17年4月12日に被告が信用情報機関に照会して取得した原告の信用情報）平成13年9月20日付けで、原告の事故情報として、「延滞後解約」及び「強制退会」という内容が登録されていた。（乙9）
- (3) ディックファイナンス株式会社の平成14年10月30日分の交渉履歴 コメント欄に「(C/L見直)500/0」と記載されていた。（乙1）
- (4) A T Mによる方法での取引の際にディックファイナンス株式会社が発行した領収書兼ご利用明細書の復元等 A T Mによる方法での原告・被告間の取引の際、被告から原告に交付されたであろう貸金業法18条所定の書面につき、被告側のA T Mジャーナルの控えに基づき復元すると、平成14年10月25日の3000円の借入れの際には、「ご利用可能額」欄、すなわち利用限度額を示す欄には50万円と表示されていたが、平成14年11月25日の1万3000円の返済の際には、「ご利用可能額」欄には0円と表示されていた。（乙6の1及び2，7の1及び2，8の1及び2）

なお、当時のA T Mによる取引において、「ご利用可能額」欄が0円と表示されていた場合には、原告がA T Mで借入れしようとしても、A T Mの画面には「ご案内 ご融資限度額を超えております カードと明

細票をお受取りください。ご利用可能額をお確かめのうえ、最初から操作してください」 とのアナウンスが表示される仕様となっていた。(乙11)

- (5) C F J 株式会社の平成15年2月作成の貸付ポリシー(社内規程) 以下の信用問題を示すコードが信用情報機関の報告書に表示されていた場合は、貸出しをお断りすることと定められていた。(乙5)

CCB:

03 (カード強制退会)

13 (延滞解約)

- (6) 本件取引において、原告は、平成14年11月25日以降、平成20年11月14日まで、被告から新たな借入れはせず、毎月25日の支払期日に、おおむね7000円から1万8000円までの間の金額で繰り返し返済のみを行った。(甲1。ただし、平成20年9月25日だけは12万4000円を返済。)

2 争点1 (過払金返還請求権の消滅時効の起算点) について

- (1) 過払金充当合意においては、新たな借入金債務の発生が見込まれる限り、過払金を同債務に充当することとし、借主が過払金返還請求権を行使することが通常想定されていないものというべきである。したがって、一般に、過払金充当合意には、借主は基本契約に基づく新たな借入金債務の発生が見込まれなくなった時点、すなわち、基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引が終了した時点で過払金が存在していればその返還請求権を行使することとし、それまでは過払金が発生してもその都度その返還を請求することはせず、これをそのままその後に発生する新たな借入金債務への充当の用に供するという趣旨が含まれているものと解するのが相当である。そうすると、過払金充当合意を含む基本契約に基

づく継続的な金銭消費取引においては、同取引継続中は過払金充当合意が法律上の障害となるというべきであり、これにより過払金返還請求権の行使が妨げられていると解するのが相当である。

借主は、基本契約に基づく借入れを継続する義務を負うものではないので、一方的に基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引を終了させ、その時点において存在する過払金の返還を請求することができるが、それをもって過払金発生時からその返還請求権の消滅時効が進行すると解することは、借主に対し、過払金が発生すればその返還請求権の消滅時効期間経過前に貸主との間の継続的な金銭消費貸借取引を終了させることを求めるに等しく、過払金充当合意を含む基本契約の趣旨に反することとなることから、そのように解することはできない。

したがって、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、同取引により発生した過払金返還請求権の消滅時効は、過払金返還請求権の行使について上記内容と異なる合意が存在するなど特段の事情がない限り、同取引が終了した時点から消滅時効期間が進行するものと解するのが相当である（最高裁平成21年1月22日第一小法廷判決・民集63巻1号247頁，最高裁平成21年3月6日第二小法廷判決・裁判集民事230号209頁参照）。

- (2) その上で、過払金充当合意が法律上の障害に当たるとみるべき前記の根拠等を踏まえれば、上記特段の事情については、借主において、過払金充当合意を含む基本契約の趣旨に反しないと解し得るに足りる事情、すなわち、借主が、基本契約が存続しているにもかかわらず、もはや貸主から同契約に基づく新たな借入れができないと客観的に認識できたと認められるなど、上記基本契約の存在が借主の過払金返還請求権の行使の妨げとならないと認めるに足りる客観的な事情があることを要すると

いうべきである。

- (3) 前提事実(3)のとおり、本件取引は、原告・被告間の過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引であることは当事者間で争いがないので、特段の事情がない限り、取引終了時点である平成20年11月14日の翌日の同年11月15日から過払金返還請求権の消滅時効期間が進行することになる。

そこで、以下、本件において、特段の事情として、借主が、基本契約が存続しているにもかかわらず、もはや貸主から同契約に基づく新たな借入れができないと客観的に認識できたと認められるなど、上記基本契約の存在が借主の過払金返還請求権の行使の妨げとならないと認めるに足りる客観的な事情があるかどうかを検討する。

- (4) 前記認定事実によれば、信用情報機関において、原告の事故情報として、平成13年9月20日付けで、「延滞後解約」及び「強制退会」という内容が登録されていたこと、ディックファイナンス株式会社の平成14年11月当時の貸付ポリシーにも、商号変更後のCFJ株式会社の平成15年2月作成の貸付ポリシーと同様、「延滞後解約」及び「強制退会」という内容の事故情報を了知すれば、新たな貸付けをしないという規定ぶりであったと推認されること、ディックファイナンス株式会社の平成14年10月30日分の交渉履歴には、コメント欄に「(C/L見直)500/0」と記載されていたことが認められ、被告は、これらの事実に基づき、信用情報機関において、平成13年9月20日付けで、原告の事故情報として、「延滞後解約」及び「強制退会」という内容が登録されていたことを了知したため、原告の経済的信用が回復不可能な程度に著しく毀損されたものと判断し、平成14年10月30日、恒久的な貸付禁止措置（被告は貸付中止措置と同義で使用）をとった旨主張する。

基本契約中に、「利用限度額は、原告の信用状態の変化、その他の理由により被告が必要と認めたときは任意に減額又は貸出しを中止されることがあることをあらかじめ承認する」旨記載があることから、原告も、被告が貸付禁止措置をとることを想定していたといえる。そうすると、本件取引については上記特段の事情があるとも見ることもできなくはない。

- (5) しかし、上記平成14年10月30日分の交渉履歴には、コメント欄に「(C/L見直) 500/0」と記載されているだけであり、被告の内部手続において何らかの措置をとったことは認められるものの、措置の具体的な内容が記載されていない(乙9も、平成17年4月12日に被告が信用情報機関に照会して取得した原告の信用情報であるため、時系列的に、平成14年10月30日の時点で、被告が、原告の事故情報を了知していたかどうかは不明である。)。そのため、上記措置が、基本契約が存続しているにもかかわらず、同契約に基づく新たな貸付けを今後一切しないという貸付禁止措置であったのか、それとも、基本契約中に、「被告が減額を行った後、減額事由が解消した場合は融資極度額の範囲内において被告の審査により利用できる限度額を増額できる」旨の記載があるので、原告の信用状況が回復すれば通常どおり新たな貸付けを行うことができるという一時的な貸付中止措置であったのかなど、証拠上、上記措置の具体的内容を認定することは困難である。

また、仮に、上記措置が貸付禁止措置であったとしても、前記認定事実によれば、同措置をとった直後の平成14年11月25日の原告のATMによる1万3000円の返済の際、ディックファイナンス株式会社から発行された領収書兼ご利用明細書の「ご利用可能額」欄に0円と表示されていたこと、原告が、同日以降、平成20年11月14日まで、

被告から新たな借入れをせず、繰り返し返済のみ行っていることしか認められず、いずれにせよ、それらの事実が、原告において、もはや基本契約に基づき被告から新たな借入れをすることができないことを客観的に認識できたと認めるに足りる事情ということとはできず、他に被告が貸付禁止措置をとったことを口頭又は文書で原告に通知するなど、原告がこれを客観的に認識し得るに足りるような措置をとったことの主張立証もない。

以上によれば、本件取引において、特段の事情として、借主たる原告が、基本契約が存続しているにもかかわらず、もはや貸主たる被告から同契約に基づく新たな借入れができないと客観的に認識できたと認められるなど、上記基本契約の存在が原告の過払金返還請求権の行使の妨げとならないと認めるに足りる客観的な事情があったとは認められない。

したがって、本件取引に係る過払金返還請求権の消滅時効は、平成14年10月30日の貸付禁止措置以降は、その時点で既に発生していた過払金返還請求権はその日から、それ以降の返済により発生した過払金返還請求権は、発生の都度、消滅時効が進行することになる旨の被告の主張は採用できない。原告の主張のとおり、本件取引が終了した時点である平成20年11月15日から進行するものと解するのが相当である。そして、同年11月15日から起算して10年経過することにより過払金返還請求権が時効消滅するところ、本件訴えが平成30年10月3日に提起されているので、過払金返還請求権は時効消滅していない。

3 争点2（被告が悪意の受益者（民法704条）に当たるか）について

被告は、悪意の受益者であることを争うが、貸金業者なのであるから、利息制限法の制限利率を超過する利息の受領については、旧貸金業法43条1項のみなし弁済が成立する場合でなければならないことは熟知していると考え

えられ、特段の事情がない限り、悪意の受益者であると推定すべきである。

被告は、この推定を覆す特段の事情を具体的に立証していないから、民法704条所定の悪意の受益者であると認める。悪意の受益者を否定する被告の主張は採用できない。

4 争点3（過払金に係る法定利息の算出方法）について

前提事実(2)において認定した取引経過について、被告が悪意の受益者であるとして利息制限法所定の制限利率で計算すると、平成30年10月3日現在、過払金及びこれに係る法定利息は、別紙2の計算書のとおりとなる。過払金に係る法定利息について、被告主張の算出方法が認められることは、別紙2の計算書のとおり計算上明らかである。

第4 結論

以上から、原告の本訴請求は、過払金70万8181円と法定利息42万0400円の合計112万8581円及び上記過払金に対する平成30年10月4日から支払済みまで年5パーセントの割合による法定利息の支払いを求める限度で理由があるから、主文第1項の限度で認容し、訴訟費用の負担について民事訴訟法64条本文、同法61条を、仮執行の宣言につき同法259条1項をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。

宮崎簡易裁判所

裁判官 橋 邊 隆 司